

決議

平成 30 年度の医療と介護の同時改定に向け、改革を継続し、世界に誇るべき「国民皆保険」を持続可能なものとするため、平成 28 年度診療報酬改定及び税制改正大綱について、以下の事項を強く要求する。

- 一. 薬価改定財源は診療報酬本体に充て、診療報酬改定率はネットプラス改定とすること。
- 一. 経済成長を促し、地方創生へつながる医療従事者を手当てすること。
- 一. 地域や患者ニーズに応えている医療機関の経営が安定して成り立つよう病床機能に関わらず入院基本料等を評価すること。
- 一. 救急、小児、周産期、がん医療、認知症など、評価が不十分である分野について、さらに引き上げること。
- 一. 速やかに医療機関等の消費税負担をめぐる問題の抜本的解決を図ること。その際、国・地方の財源については、消費税税率引き上げによる税収のうち公経済負担分を充当すること。

以上、決議する。

平成 27 年 11 月 24 日

医療政策研究会

会長 武見 敬三
副会長 西川 公也
幹事長 河井 克行
事務局長 吉川 貴盛
事務局次長 羽生田 俊

他一同